

各 位

館 山 市 商 業 協 同 組 合

『館山くらし応援商品券』取扱店舗募集のお知らせ

館山市では、国からの「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、生活者に対する食料品などの物価高騰への支援及び地方経済の活性化を目的に、館山市民一人あたり 9,000 円の特別商品券の配付を実施致します。

商品券の名称は『館山くらし応援商品券』とし、商品券換金事務や使用期間中の周知・広報等を当組合で実施することとなりました。

つきましては、下記の要領により『館山くらし応援商品券』事業を実施いたしますので、商品券取扱を希望される方は、別紙申請書に必要事項を記入し、令和 8 年 1 月 30 日（金）までに館山市商業協同組合事務局（館山商工会議所内）へ参加料を添えてご提出願います。振込でのお支払いをご希望の方は、館山市商業協同組合（TEL：22-8330）までお問い合わせ下さい。

記

- ・商品券名称 『館山くらし応援商品券』
- ・発行総額 3 億 8700 万円（1,000 円券 9 枚で 1 セットを全市民に配布）
- ・使用期間 令和 8 年 5 月 1 日（金）～令和 8 年 9 月 30 日（水）まで
- ・換金期限 令和 8 年 10 月 30 日（金）まで
※土・日・祝を除く平日の 9 時～17 時まで
- ・換金方法 商品券の裏面「取扱店の店名記入欄」に店名を記入し、合計枚数を数えた上、組合事務局（館山商工会議所）までご持参下さい。
※なお、換金手数料を 5% 頂戴いたします
- ・販売促進費 各参加店の回収金額を集計した後に、販売促進費（下記表のとおり）として館山市内共通商品券にて支払います。

回収金額	販売促進費の算出方法
250 万円未満	回収金額×5%
250 万円以上～ 500 万円未満	回収金額×4%
500 万円以上～1,500 万円未満	回収金額×3%
1,500 万円以上～5,000 万円未満	回収金額×2%
5,000 万円以上	回収金額×1%

※ 回収金額の 1 万円未満は切り捨てで計算を行う。

※ 販売促進費は換金期限である令和 8 年 10 月 30 日以降に算出し、館山市内共通商品券で支払うこととし、端数は現金とする。

・参 加 料

参加店区分		参加料・参加条件
①	館山市商業協同組合加盟店	無料
②	① 以外の事業所で館山商工会議所の会員	3,000 円
③	②に該当するが、本店もしくは本社の所在地が館山市内にない場合、または店舗面積が 1,000 m ² 以上の大型店	下記表③の m ² 数
④	① 以外の事業所で館山商工会議所の非会員	6,000 円
		館山商工会議所への 1 年間以上の加入
⑤	④に該当するが、本店もしくは本社の所在地が館山市内にない場合、または店舗面積が 1,000 m ² 以上の大型店	下記表⑤の m ² 数
		館山商工会議所への 1 年間以上の加入

《表③に該当する方》

m ² 数	参加料
～ 1,500m ²	¥20,000
1,501～ 5,000m ²	¥50,000
5,001～ 10,000m ²	¥70,000
10,001m ² 以上	¥100,000

《表⑤に該当する方》

m ² 数	参加料
～ 1,500m ²	¥40,000
1,501～ 5,000m ²	¥150,000
5,001m ² 以上	¥300,000

・その他 本事業は、館山市ならびに館山商工会議所の協力により実施致します。

以 上

《注意事項》

- ①『館山くらし応援商品券』は、住民基本台帳に登録のある市民に対し、館山市より直接郵送されます。（販売は致しません）
- ②この『館山くらし応援商品券』事業は、補助金により実施されます。そのため、期限後の換金には一切応じることができません。換金期限の厳守と、換金忘れにご注意願います。

《商品券の利用対象にならないもの》

- ・商品券/ビール券/図書券/切手/官製はがき/印紙/タバコ/プリペイドカードなど、換金性の高いもの及び医療費
- ・土地及び家屋等の購入代金（資産性の高いもの）、家賃・地代・駐車場等
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の第 2 条第 5 項に規定する性風俗特殊関連営業に係るもの
- ・出資や債務の支払い
- ・国や地方公共団体への支払い
- ・仕入れ等の事業資金
- ・特定の宗教/政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの